

令和8年3月1日	
担当課	職員課
所属長	藤原 薫
電話	06-4950-5660

非違行為を行った職員に対する懲戒処分について

1 被処分者及び処分内容

教育委員会事務局 一般職（50歳代・男性）

停職1月（地方公務員法第29条第1項）

2 処分年月日

令和8年3月1日（日）

3 処分の概要

被処分者は、令和8年1月に学校敷地内のごみ置き場に廃棄されていたものを無断で回収し、個人間取引アプリケーションソフトウェアに出品してその販売利益を得ようとした。

また、私物を常習的に職場に持ち込み、公務時間外のみならず、公務時間中においても、出品作業を行っていた。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者として、高い倫理観と行動規範が求められる者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った。

以 上